

に ひと まんえん う と てつづ ひつよう
DVで逃げている人は、10万円を受け取るために手続きが必要です。

てつづ
手続きは4/24~4/30までです。

はや てつづ
早く手続きをしてください。

がいくじん ひがい う ひと
外国人でDV(Domestic Violence)被害を受けている人へ



いま りゆう はいくしや べつ いえ あべーと す ひとり まんえん とくべつていがく
今、DVなどが理由で、配偶者と別の家やアパートに住んでいても、一人10万円(特別定額
きゆうふきん
給付金)をもらうことができます。もらうために必要な手続きを説明します。あなたがこの手続
きをしなれば、あなたはかねをもらうことができません。手続きは4月30日までです。早く市
やくしよ まちやくば てんわ
役所や町役場に電話してください。

◆特別定額給付金とは?

とくべつていがくきゆうふきん かんたん しんせい はや かくじつ かけい しえん かね
特別定額給付金とは、簡単な申請で早く確実に家計への支援をするためのお金です。

◆どうして「わたし」が手続きをしますか?

が 4月30日までに手続きをしなければ、お金をもらえません。DVなどを理由に別々に暮らしている人は、あ
なたが必ず手続きをしてください。

※世帯主(家族の代表者)が先に申請をすると、あなたはお金をもらえません。

<必要なもの、書類>

- ・本人確認ができるもの(パスポート、在留カードなど、マイナンバーカード)
- ・自分が住んでいる住所
(子どもと一緒にいる場合は子どもが住んでいる住所も必要です。)
- ・配偶者がどこに住んでいるか

<あなたがすること>

- ① あなたが今住んでいる地域の市役所、または町役場に電話をします。
※日本語が心配な人はさが多文化共生センターに電話をしてください(0952-22-7830)
- ② 市役所/町役場に行く日にちを決めます。
- ③ 市役所/町役場の「DV被害申出確認書の担当課」にいきます。
- ④ 「DV被害申出確認書の担当課」で「DV被害申出確認書」を作ってもらいます。

10万円をもらうための手続き(特別定額給付金)は、いつから始まるかまだ分かりません。DV被害申出確認書
を作ってもらったときに、聞いてみましょう。また10万円をもらうための手続きが始まったら「DV被害申出確認書」
をもって今、住んでる市役所/町役場で手続きをしてください。

さが
多文化共生
センター

Center for
Multicultural Society
in Saga



市役所や役場で困ったら電話してください。市役所や役場の人に見せてください。

あなたの言葉で話すことができます。

*電話/TEL 0952-22-7830 *メール/email info@spira.or.jp

*Facebook <https://www.facebook.com/spira.saga/>

*LINE <https://lin.ee/bGc4sGc>

(公財)佐賀県国際交流協会 (Saga Prefecture International Relations Association) [SPIRA]